

笠岡市学校給食センター学校給食用物資納入要領

1 物資購入原則

学校給食用物資の購入は、原則として学校給食センターに登録された物資納入適格者からの競争見積価格及び品質により行う。

2 物資納入適格者（登録者）

指名競争見積参加者を公募し、運営委員会に諮り、選定された者とする。ただし、所長において特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

3 参加者の資格

県内及び福山市内に本支店又は事業所を設置し、2年以上営業を営んでいる者で市町村税を滞納していない者とする。

4 給食物資の種別及び契約期間

(1) 物資の種別及び契約期間は、別表のとおりとする。

登録申請書に希望する物資の種別に○印を記入すること。「5一般物資」は、具体的に取扱品目を記入のこと。また、取扱品目が限定されるときは、その旨を記入すること。

(2) 申請書の登録有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年とする。ただし、中間年は、市町村税の完納証明を提出するものとする。

また、期間中途での申請における有効期間は、認定の翌日から上記有効期間満了の日までとする。

(3) 学期契約物資は、学期を通して使用する物資と、初回の学期入札により落札された物資を年間を通して使用する物資とに分かれ、年間を通して使用する物資の単価は、以降の学期ごとに見直すものとする。

(4) 契約の内、8月は1学期又は7月とする。

(5) 登録内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。

(6) 登録業者の取消処分は、次のとおりとする。

ア 見積入札に連続3回以上参加しないとき

イ 保健所の行政処分を受けたとき

ウ 契約条項に違反したとき

エ 必要書類の提出がないとき

笠岡市学校給食センター学校給食用物資納入要領（別表）

種別	品目	契約期間	備考
1 野菜	生鮮品	1 箇月	
2 果物	生鮮品	1 箇月	
3 肉	牛肉，豚肉，鶏肉，ウインナー	1 箇月	
4 魚介	鮭，鯖，鱈，鰯など（冷凍品を含む）	1 箇月	
5 一般物資	・ 冷凍品 みかん，黄桃，ホタテ ・ 冷蔵品 鶏卵，ヨーグルト，プリン ・ 常温品 プルーン，ジャム	1 箇月	品目が同一であっても冷凍，冷蔵，常温等の状態が異なる場合があります。全てを記載しているものではなく，契約期間が異なる場合があります。
	・ 冷凍品 うどん，ラーメン，チキンブイヨン，チキンスープ，グリーンピース，ホールコーン，豆腐，厚揚げ，糸かまぼこ，ちくわ，ミニがんもどき，いか，えび，さやいんげん，さつま揚げ，液卵 ・ 冷蔵品 豆腐類，油揚げ，厚揚げ，こんにゃく，かまぼこ，バター，チーズ，生クリーム，調理用牛乳，錦糸卵，炒り卵 ・ 常温品 塩昆布，カットスパゲティ，白玉粉，切り麩，乾燥大豆類，マカロニ，春雨，粉類，干し椎茸，いりごま，切干大根，油類，ごはんの素，練り梅，でんぷん，ふりかけ ・ レトルト品，缶詰 マッシュルーム，トマトピューレ，ツナ水煮，千切りたくあん，鶏ささみフレーク，たらこ，たけのこ水煮，うずら卵水煮 ・ 調味料 米酢，料理酒，こしょう，一味，果汁，酒，ワイン，しょうゆ，みりん，みそ，もろみみそ，ウスターソース，ケチャップ，油，ドレッシング，食塩，砂糖，豆板醤，コンソメ，マヨネーズ，カレー粉 ・ 乾物 わかめ，花かつお，昆布，煮干し，削りぶし，ごま，ひじき ・ アレルゲン 7 品目不使用道具 ハム，ベーコン，焼き豚，するめいか	学期	

令和 7 年 1 0 月 1 日現在